

事 務 連 絡  
平成26年7月16日

官民協働海外留学支援制度 御担当者 様

独立行政法人日本学生支援機構  
グローバル人材育成部民間資金課

奨学金等支給事務の適正な実施について

官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～については、事務手続の手引き等により、奨学金等支給事務の適正な実施について周知を図っているところですが、下記の事項については、特にご留意の上、支給事務を行うようあらためてお願いいたします。

記

1. 平成26年度に奨学金等を支給する支給対象者は、平成26年8月21日（木）から平成27年3月31日（火）の間に留学を開始する学生となります。留学先機関の受入れ許可書等、留学期間を証明する書類を在籍大学等で適切に保管してください。  
また、支給対象者の留学開始時期により、支給申請締切日を設けています。支給申請締切日及び振込み時期を確認の上、適切に申請してください。
2. 奨学金等は、所定の全額を支給対象者へ支給してください。銀行等、金融機関からの送金による支給を行う場合、振込手数料は大学等で負担していただきますようお願いいたします。
3. 奨学金の支給は、①在籍大学等に在籍していること、②留学先において学修・実習活動が適切になされていること、③奨学金支給該当月であることの3点を確認した上で、当該月中に銀行等、金融機関からの送金により1か月ごとに支給対象者本人に支給してください。在籍を確認できない場合には、「一時不在・在籍未確認届（様式G）」を提出の上、奨学金を機構に速やかに返納してください。  
なお、支給する際には、金融機関の振込受領書類等、送金を証明できる書類（送金日、受取人、金額が明記されている書類に限る）を保管するようにしてください。
4. 本制度で採用された留学プログラムのための渡航に関する証拠書類（領収書、搭乗券等）、事前・事後研修参加費申請にあたり経路確認を行った書類及び領収書等証拠書類の原本（写は機構に提出すること）並びに授業料の請求書等の原本（写は機構に提出すること）につきましても、在籍大学等で適切に保管していただきますようお願いいたします。
5. 上記で保管を求めている関係書類等につきましては、留学期間の終了月の属する年度の翌年度から5年間保管してください。これらの書類は、必要に応じて機構に提出を求めることがありますので、ご協力いただきますようお願いいたします。

本件に関する照会先：  
文部科学省内 官民協働海外留学創出プロジェクト  
独立行政法人日本学生支援機構 グローバル人材育成部 民間資金課  
〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2  
TEL 03-5253-4111（内線：3628,4932） FAX 03-6734-4936  
E-mail tobitate-scholarship@mext.go.jp